

議案第 5 3 号

さいたま市理容師法施行条例及びさいたま市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市理容師法施行条例及びさいたま市美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市理容師法施行条例及びさいたま市美容師法施行条例の一部を改正する条例

(さいたま市理容師法施行条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市理容師法施行条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(理容所の衛生上必要な措置) 第 3 条 法第 1 2 条第 4 号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、隔壁等により外部及び他の施設（ <u>理容所及び美容所を同一の場所で開設する場合の美容所を除く。</u> ）と区画すること。 (2)～(8) [略]	(理容所の衛生上必要な措置) 第 3 条 法第 1 2 条第 4 号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。 (2)～(8) [略]

(さいたま市美容師法施行条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市美容師法施行条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(美容所の衛生上必要な措置)</p> <p>第3条 法第13条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 美容所は、隔壁等により外部及び他の施設(美容所及び理容所を同一の場所で開設する場合の理容所を除く。)と区画すること。</p> <p>(2)～(8) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(美容所の衛生上必要な措置)</p> <p>第3条 法第13条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 美容所は、隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。</p> <p>(2)～(8) [略]</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。